

目黒区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成28年12月27日付け目健障第5982号 決定
令和 2年 4月 1日付け目健障施第812号 改正
令和 6年 4月 1日付け目健障施第5027号 改正

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条の規定に基づき、目黒区障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の差別解消に係る相談事例の情報共有及び情報発信に関すること。
- (2) 地域の関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (3) 共生社会の実現にかかる啓発・周知に関すること。
- (4) その他障害者の差別解消及び権利擁護に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について目黒区長（以下「区長」という。）が委嘱し、おおむね20名程度の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療機関の職務に従事する者
- (3) 法曹の職務に従事する者
- (4) 商工の事業に従事する者
- (5) 障害者
- (6) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (7) 障害者団体が推選する者
- (8) 就労支援機関の職務に従事する者
- (9) 教育機関の職務に従事する者
- (10) 福祉又は権利擁護の職務に従事する者
- (11) その他区長が必要と認める者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 地域協議会に協議の必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次にかかげる者のうちから区長が任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 公共交通機関、サービス業、教育・子育て分野等の事業者の団体代表者等

- (3) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

- 3 臨時委員の任期は、協議する当該特別の事項又は専門的な事項の協議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、協議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。

ただし、地域協議会の同意を得たときには、会議に出席し、発言することができる。

(幹事)

第8条 地域協議会における協議及び検討の充実及び効率化のため、委員のほかにオブザーバー及び幹事を置くことができる。

- 2 オブザーバー及び幹事は、区長が任命する。

- 3 オブザーバー及び幹事は、地域協議会に出席し、協議及び検討に必要な情報を提供するとともに、地域協議会で検討された事項に関する取組及び普及に努めるものとする。

(部会)

第9条 地域協議会は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会の設置及び構成は、会長が定める。

(協議会の公開及び資料の取り扱い)

第 10 条 地域協議会の会議及び地域協議会に係る資料は、公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときには、協議会の公開及び資料について公開しないことができる。

(事務局)

第 11 条 地域協議会の庶務は、健康福祉部障害施策推進課が担当する。

(個人情報の保護)

第 12 条 委員、これらの会議に出席した者等地域協議会関係者は、相談事例に係る障害者等の個人情報保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される地域協議会の委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。